

令和3年12月24日に公表した「令和3年度 教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」の結果等を踏まえ、学校における働き方改革を一層推進する上での留意事項についてお知らせします。

3 文科初第 1889 号
令和 4 年 1 月 28 日

各都道府県教育委員会教育長

殿

各指定都市教育委員会教育長

文部科学省初等中等教育局長

伯 井 美 徳

令和3年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況
調査結果等に係る留意事項について（通知）

学校における働き方改革については、これまでも、中央教育審議会答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」（平成31年1月25日）（以下「答申」という。）を踏まえ、文部科学省として、「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）」（平成31年3月18日付け30文科初第1497号文部科学事務次官通知）（以下「平成31年事務次官通知」という。）等により、取組の徹底をお願いしているところです。

この度、令和3年12月24日に公表した標記調査結果においては、働き方改革に係る取組は、進んでいるものが多く、時間外在校等時間の状況は全体としておおむね改善傾向にあり、取組の成果が着実にしつつある一方、依然として、一層実施を促進する必要がある取組が多く、長時間勤務をしている教師が多数存在していることが改めて明らかとなりました。

引き続き、働き方改革は急務であるとともに、取組をさらに加速すべき状況にあることから、文部科学省として、各教育委員会及び各学校において、特に留意いただきたい事項について、下記のとおり整理しました。

答申においては、働き方改革を進めるために、文部科学省、都道府県・指定都市教育委員会、市（指定都市を除く。以下同じ。）区町村教育委員会、学校の設置者、校長等の管理職、一人一人の教職員が、自らの権限と責任に基づきそれぞれの立場で取り組むべきことが指摘されているところ、特に、各教育委員会においては、各都道府県・指定都市、市区町村別に公表されている標記調査結果や他の地方公共団体の取組状況を分析することに加え、必要に応じて先行的に取り組んでいる教育委員会との意見交換等も行いながら、十分に進んでいない取組等を検証するとともに、重点的に取り組む内容を特定するなど、標記調査結果を十分に活用いただきますようお願いいたします。

文部科学省としては、各教育委員会における取組が反映される令和4年度に実施予定の教員勤務実態調査の結果も踏まえつつ、引き続き、一層効果的な働

き方改革に係る取組を進めてまいります。

各都道府県教育委員会におかれては、域内の市区町村教育委員会に対して、本件について周知を図るとともに、十分な指導・助言に努めていただきますようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会及び各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、本件について周知を図るとともに、働き方改革を進める上では校長の役割が大きいことから、校長がその権限と責任を踏まえて適切に対応できるよう、必要な指示や支援等に努めていただきますようお願いいたします。

さらに、各都道府県教育委員会におかれては、本件について域内の市区町村が設置する学校に対して周知が図られ、校長がその権限と責任を踏まえて適切に対応できるよう配慮をお願いいたします。

記

1. 勤務時間管理の徹底等について

今回の調査結果においては、前述のように、時間外在校等時間の状況は全体としておおむね改善傾向にあり、働き方改革に係る取組の成果が着実にしつつある一方、依然として、長時間勤務をしている教師が多数存在していることが改めて明らかとなったことを踏まえ、本通知において示す取組を適切に進めることはもとより、引き続き、働き方改革に係る取組を総合的に進める必要があること。

働き方改革に係る取組を総合的に進める前提として、適切な勤務時間管理を行うことが不可欠であり、上限時間の原則について1箇月時間外在校等時間を45時間以内、1年間時間外在校等時間を360時間以内とする等の「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和2年文部科学省告示第1号）（以下「指針」という。）等を踏まえ、在校等時間の管理を適切に行うことはもとより、学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針（以下「上限方針」という。）等の各地方公共団体の条例や規則等への反映についても、依然として対応を検討中としている地方公共団体においては可及的速やかに対応を進めること。

また、指針においては在校等時間について客観的に計測することを求めているところであり、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条の8の3及び労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第52条の7の3の規定も踏まえ、在校等時間の管理に当たっては、教師の業務量の適切な管理等に資するとともに、極力、教師に事務負担がかからないよう、サービス監督権者である教育委員会等は、自己申告方式ではなく、ICTの活用やタイムカードなどにより在校等時間を客観的に把握し、集計するシステムを直ちに構築するよう努めること。

今回の調査結果においては、ICTの活用やタイムカードなどによる客観的な在校等時間の把握について、初めて、全ての都道府県・指定都市教育委員会において実施していることや、市区町村教育委員会においても約86%が実施していることが明らかとなった一方、依然として実施していない約14%

(325 市区町村) の市区町村教育委員会のうち、約半数 (165 市区町村) は、今後の取組開始予定もないと回答しており、早急な対応が求められること。

文部科学省としては、全ての市区町村教育委員会が実施に至るよう、引き続き、実施状況をフォローアップするとともに、各都道府県・指定都市教育委員会による「補習等のための指導員等派遣事業」の実施に当たっては、客観的な在校等時間の把握の実施を前提とすること。

さらに、教師の年次有給休暇の取得を促進し、休日を確保するため、特に夏季等の長期休業期間における一定期間の学校閉庁日の設定などの工夫を行うこと。

2. 働き方改革に係る取組状況の公表等について

答申においては、「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」の結果等を活用し、学校での業務改善の進捗状況について各学校が自ら確認し、その実情を公表することで、他の学校と比較して自校の改善の程度も見極めながら、取組を進めていくべきことが指摘されており、また、保護者や地域住民等の理解・協力を得ながら働き方改革に係る取組を進めることも重要であることから、これらも踏まえ、各教育委員会や学校において、働き方改革に係る取組や在校等時間の状況の公表に努めること。特に、在校等時間の公表を実施している市区町村教育委員会は、今回の調査結果において約 6% に止まっていることから、今後の積極的な取組が期待されること。

また、各教育委員会が定めた上限方針における上限時間のほか、各教育委員会において定量的なものを含む独自の目標を定め、各教育委員会におけるそれまでの働き方改革に係る取組の実施が当該目標の達成に効果的か否かを検証の上、改善し、その結果を公表することも有効であること。特に、学校における業務改善の取組の促進に係る定量的なフォローアップを実施しており、業務改善の PDCA サイクルを構築している市区町村教育委員会は、今回の調査結果において約 38% に止まっていることから、今後の積極的な取組が期待されること。

さらに、こうした取組の前提ともなる、所管の学校の働き方改革又は業務改善に関して、時間外勤務の縮減に向けた業務改善方針や計画等を策定している市区町村教育委員会は、今回の調査結果において約 61% に止まっていることから、併せて取組を進めること。

3. 学校及び教師が担う業務の役割分担・適正化について

答申において、これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務について、①基本的には学校以外が担うべき業務、②学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務、③教師の業務だが、負担軽減が可能な業務に整理され、文部科学省においては、平成 31 年事務次官通知等により、各業務の役割分担・適正化のために必要な取組の実施をお願いしてきたところ、今回の調査結果においては、①～③のいずれの業務に係る取組も、一層実施を促進する必要があるものが多い状況であり、学校や地域の実情を踏まえつつ、積極的に取組を進めること。

また、服務監督権者である教育委員会においては、平成 31 年事務次官通知においても示したように、現在各学校が担っている業務や今後発生する業務について、教師が専門性を発揮できる業務であるか否か、児童生徒等の生命・安全に関わる業務であるか否かといった観点から、中心となる担い手を学校・教師以外の者に積極的に移行していくという視点に立って、その業務が①～③のいずれであるかを仕分けること。

その上で、①については、本来教育委員会が担うべき業務について責任を持って対応するとともに、それ以外の業務については、本来担うべき主体(家庭、地域住民等)の自立的な対応を原則としつつ必要に応じて他の主体に対応を要請し、②については教師以外の担い手を確保し、③についてはスクラップ・アンド・ビルドを原則とすることで、学校・教師に課されている過度な負担を軽減すること。そもそもの必要性が低下し、慣習的に行われている業務は、業務の優先順位をつける中で思い切って廃止していくこと。

その際、①を中心として保護者や地域住民等の理解・協力を得る必要があるものについては、学校運営協議会等の場において理解・協力を得ながら学校運営を行うことができるよう議論を深め、適切な役割分担を進めるとともに、地域学校協働活動を推進する地域学校協働本部の整備等により、教育委員会や地方公共団体が学校以外で業務を担う受け皿を整備し、そこでこれまでの学校が担ってきた機能を果たすことができるよう特に留意すべきであること。

また、学校徴収金を教職員が関与しない方法等で徴収・管理することをはじめ、各教育委員会の権限と責任において取組を進めることができるものについては、文部科学省が令和 3 年 3 月に公表した「全国の学校における働き方改革事例集」(以下「事例集」という。)も活用しながら一層取組を進めること。

さらに、事務職員に加え、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、情報通信技術支援員(ICT支援員)、特別支援教育支援員、教員業務支援員(スクール・サポート・スタッフ)及び部活動指導員等の支援スタッフを活用する取組については、「チームとしての学校」として校長等の管理職が学校組織マネジメントを行い、役割分担を明確にした上で、教師と連携しながら業務に従事できるよう、勤務の体制や環境等に配慮すること。

加えて、支援スタッフが学校に対する理解を深め、求められる資質・能力を備えることができるよう、研修や支援スタッフ間で情報共有等ができる機会を設けるとともに、人材が確保できるよう、「学校・子供応援サポーター人材バンク」等を活用するなど必要な取組に努めること。

4. 学校行事の精選や見直し等について

学校行事は、子供たちの学校生活に潤いや秩序と変化を与え、思い出に残るなど有意義な教育活動である。一方で、その実施に当たっては、学習指導要領及び同解説に示すように、児童生徒や学校、地域の実態に応じて、行事の種類(儀式的行事、文化的行事、健康安全・体育的行事、遠足(旅行)・集団宿泊的行事及び勤労生産・奉仕的行事)ごとに、行事及びその内容を絞るなど

重点化するとともに、各行事の趣旨を生かした上で行事間の関連や統合を図るなど精選し、効果的・効率的に学校行事の目標を達成するよう実施する必要があること。

この間の新型コロナウイルス感染症対策下において、各学校や教育委員会には、学校行事の教育的意義に鑑み、地域の感染状況等に応じて実施方法の適切な変更・工夫を行うなど実施に向けた特段の配慮をお願いしてきたところであり、そうした取組も一つの契機として、教育的な観点も十分に踏まえつつ、より効果的・効率的に実施するとともに働き方改革にも資する観点から、学校行事の精選や内容・準備の見直し・簡素化を進めることが期待されること。

併せて、学校・教師が担ってきた業務の役割分担・適正化に係る取組を一層推進する観点から、引き続き、平成31年事務次官通知において示す地域行事と学校行事の合同開催、地域の記念行事としての要素が大きい行事の地域行事への移行等を検討するとともに、学校行事等の準備・運営に際しての家庭・地域との連携・協力、後述する教員業務支援員の配置・活用を図ること。

5. ICTを活用した校務効率化について

GIGAスクール構想が進展し、児童生徒の1人1台端末の活用が進む中で、教職員が校務においてICTを十分に活用できるようになることは、働き方改革を一層進めるためにも重要であることから、今回の調査結果においても一定の進捗が見られるところではあるが、可能な限り書面によらず、教職員間や学校・保護者等間における情報共有や連絡調整に係る手段をデジタル化するなど、ICTを活用した校務効率化について、各教育委員会や学校において積極的に取り組み、教職員や保護者の負担軽減を図ること。併せて、統合型校務支援システムの導入を推進すること。

学校・保護者等間における連絡手段のデジタル化については、「学校が保護者等に求める押印の見直し及び学校・保護者等間における連絡手段のデジタル化の推進について（通知）」（令和2年10月20日付け2文科初第1026号文部科学省初等中等教育局長・総合教育政策局長・高等教育局長通知）において示している具体のイメージや学校向けFAQを参照すること。

また、文部科学省においては、令和4年2月下旬に事例集の改訂を予定しているところ、ICTを活用した校務効率化について重点的に取り上げることとし、取組事例に関する動画等も掲載予定であることから、積極的に活用すること。

なお、現在、校務の情報化の在り方等について今後の方向性を示すため、文部科学省において「GIGAスクール構想の下での校務の情報化の在り方に関する専門家会議」を設置し、検討を進めているところであり、その動向についても注視すること。

6. 教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）について

今回の調査結果において、既に多くの都道府県・指定都市教育委員会、市区町村教育委員会で教員業務支援員の配置を進めていることが明らかとなっ

ているところ、教師が担ってきた業務の役割分担・適正化に係る取組を一層推進する観点から、非常に有効な取組であり、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」（令和3年8月23日付け3文科初第861号文部科学省初等中等教育局長通知）（以下「令和3年初等中等教育局長通知」という。）も踏まえつつ、教員業務支援員の一層の配置促進を図ること。

また、令和3年初等中等教育局長通知において教員業務支援員の具体的な職務内容を示すとともに、今回の調査結果においてもその実態が明らかとなっているように、教員業務支援員は教師の負担軽減に資する多様な業務に従事することが可能であることから、新型コロナウイルス感染症対策のための消毒作業等に止まらず、学校や地域の実情を踏まえつつ、教師の負担軽減に必要な業務に効果的・効率的に従事できるよう配慮すること。

その際、令和3年初等中等教育局長通知においても示しているように、校長等の管理職による学校組織マネジメントや各学校を所管する教育委員会による手引やマニュアル作成等の支援が重要であり、併せて配慮すること。

このため、文部科学省においては、令和4年2月下旬に予定している事例集の改訂において、教員業務支援員について重点的に取り上げることとし、取組事例に関する動画等も掲載予定であることから、積極的に活用すること。

さらに、文部科学省としては、学校・教師が担ってきた業務の役割分担・適正化に係る取組等の実施を一層促進する観点から、「補習等のための指導員等派遣事業」のうち「教員業務支援員配置事業」については、今回の調査結果を勘案して配分することとしていること。

7. 部活動について

今回の調査結果において、既に全ての都道府県・指定都市教育委員会に加え、多くの市区町村教育委員会で部活動指導員の配置を進めていることが明らかとなっているところ、部活動に係る教師の負担を軽減することは喫緊の課題であることから、特に市区町村教育委員会においては、部活動指導員の一層の配置促進を図ること。

その際、部活動指導員による指導が効果的に教師の負担軽減に資するよう、部活動指導員による実技指導や学校外での活動（大会・練習試合等）の引率については、学校や地域の実情等を踏まえつつ、可能な限り教師を伴わず、単独で実施することが望ましいこと。併せて、こうした取組を促進する観点からも、部活動指導員に部活動の顧問を命じることが望ましいこと。

また、文部科学省としては、学校・教師が担ってきた業務の役割分担・適正化に係る取組等の実施を一層促進する観点から、「中学校における部活動指導員の配置支援事業」については、今回の調査結果を勘案して配分することとしていること。

さらに、令和2年9月に文部科学省がとりまとめた「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」（令和2年9月）において、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととされているところ、学

校以外の主体が実施する部活動（以下「地域部活動」という。）の実施について早期に可能である地域や学校においては、令和5年度以降に限らず、教師が地域部活動に従事する場合、関係法令の定めや、「「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について（通知）」（令和3年2月17日付け2初初企第39号文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長通知）を踏まえ、その実情に応じて適切に対応すること。

なお、現在、運動部活動の地域への移行を着実に実施するとともに、地域におけるスポーツ環境を整備し、子供たちがそれぞれに適した環境でスポーツに親しめる社会を構築することを目的として、運動部活動の地域における受け皿の整備方策等について検討するため、スポーツ庁において「運動部活動の地域移行に関する検討会議」を設置し、検討を進めているところであり、その動向についても注視すること。

【本件担当】

初等中等教育局財務課校務調整係
T E L : 03-5253-4111（内線 3704）
E-Mail : ko-mu@mext.go.jp